

第 42 回館山若潮マラソン（リアルオンライン）大会に係る協賛に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 42 回館山若潮マラソン（リアルオンライン）大会（以下「大会」という。）に係る協賛に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において、「協賛」とは、企業及び団体等（以下「企業等」という。）が大会に「金銭」、「物品」又は「金銭及び物品」を提供することをいう。

（協賛企業の募集等）

第 3 条 本規程に基づき、協賛企業等を募集する。ただし、次の各号に該当する場合は、承認しないものとする。

- （1） 特定の政治、思想又は宗教等に関する活動を目的とする者
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当する者
- （3） 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に該当する者
- （4） 館山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条各号に規定する者（以下「規定する者」という。）又は規定する者がその事業活動を支配する者
- （5） その他、実行委員会が不相当と判断するもの

2 第 1 項に規定する協賛の金額及び協賛メリットは、別表のとおりとする。

（申請の手続）

第 4 条 協賛を申込み企業等は、協賛申込書（別記第 1 号様式）を大会事務局に令和 3 年 10 月末日までに提出をしなければならない。

2 実行委員会は、前項の申込みを受けたときは、速やかに協賛の可否を決定し、申込者に協賛決定通知書（別記第 2 号様式）を送付するものとする。

3 前項の協賛決定通知書の送付を受けた申込者は、納付期限までに協賛金を納付又は物品納入しなければならない。

4 前項に規定する納付期限までに申込者から入金又は納入がなかった場合、若しくは、協賛の決定後に、申込者が第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛決定を取り消すものとし、実行委員会は申込者に協賛決定取消通知書（別記第 3 号様式）を送付する。

（報告）

第 5 条 実行委員会が必要と認めるときは、協賛の報告書（任意形式）の提出を求めることができる。

（その他）

第 6 条 大会が中止となった場合、申請者の自己都合による取りやめを含め、納付金納付後の返金は、いかなる場合も行わない。

第 7 条 その他、この規程にない事項等疑義が生じた場合は、双方が協議し決定するものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、第 42 回館山若潮マラソン（リアルオンライン）大会のみの施行とする。

別表

種別	金額等	協賛メリット
プラチナ 協賛 ※2社のみ	300,000 円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニスタートフィニッシュゲートへの企業バナー掲載 ・フィニッシュロードへの幟旗(4本まで)掲出 ・参加者へのチラシ配布(1種類:2千枚まで) ・大会HP「新着情報」欄への記事広告掲載(1件) ・大会HPに企業バナーリンク(特大サイズ)及び企業名掲載 ・大会名使用権
ゴールド 協賛	200,000 円以上 300,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・フィニッシュロードへの幟旗(3本まで)掲出 ・参加者へのチラシ配布(1種類:2千枚まで) ・大会HP「新着情報」欄への記事広告掲載(1件) ・大会HPに企業バナーリンク(大サイズ)及び企業名掲載 ・大会名使用権
シルバー 協賛	100,000 円以上 200,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・フィニッシュロードへの幟旗(2本まで)掲出 ・大会HP「新着情報」欄への記事広告掲載(1件), 又は参加者へのチラシ配布(1種類 2千枚まで) ・大会公式HPに企業バナーリンク(中サイズ)及び企業名掲載 ・大会名使用権
ブロンズ 協賛	50,000 円以上 100,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・大会HP「新着情報」欄への記事広告掲載(1件), 又は参加者へのチラシ配布(1種類 2千枚まで) ・大会HPに企業バナーリンク(小サイズ)及び企業名掲載 ・大会名使用権
レギュラー 協賛	30,000 円以上 50,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・大会HPに企業名掲載 ・大会名使用権

《注意事項》

- ① 大会HP用バナー, 幟旗, チラシは企業側で用意し, 指定する日までに指定する場所へ納入する。
- ② 幟旗について, 大会期間終了後, 速やかに回収に来ること。
- ③ 幟旗について, 掲出期間中, 雨風等によるほつれや破れ, 色あせ等の劣化に対する保証はしない。
- ④ ミニスタートフィニッシュゲート及び会場内のぼり旗の掲出期間は, 開催期間中とする。※荒天時除く
- ⑤ 物品協賛の場合は, 希望小売価格の 60%での金銭換算とし, 物品内容については大会事務局と協議の上決める。
- ⑥ プラチナ協賛について, 過去直近実施大会(第40回大会)の特別協賛企業の申込みを優先する。